

5 車輛分類

種 別		内 容
歩行者類		隊列、葬列を除く
自転車類		車いす、小児用の車を除く
動力付き二輪車類		自動二輪車、原動機付自転車
乗用車類	乗用車	ナンバー5（黄と黒のプレート） ナンバー3、8（小型プレート） ナンバー3、5、7
	バス	ナンバー2
貨物車類	小型貨物車	ナンバー4（黄と黒のプレート） ナンバー3、6（小型プレート） ナンバー4、6
	普通貨物車	ナンバー1 ナンバー8、9、10

①歩行者類

・対象とするもの

歩いている人、走っている人、身体障害者用車いすに乗っている人、乳母車を押す人、小児用の車（小児用三輪車、6才未満の者が乗車する自転車で、かつ、走行、制動操作が簡単で速度が4～8km/h程度しか出せない自転車）に乗っている人、動力付き二輪車又は二輪若しくは三輪車の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く。）を押して歩いている人、親に手を引かれている子供、ローラースケート等によって通行している人、買物車（ショッピングカート）を引いている人。

・対象としないもの

軽車両（リヤカー、牛馬車等）を引いている人、背負われている子供、乳母車の中にいる子供、路上で遊んでいる人、デモ隊、葬列、通園・通学途中でない教師等に引率された学生・生徒・園児の隊列。

②自転車類

自転車とは、ペダル又はハンドルクランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のもの（道路交通法第2条第1項第11の2号）とし、二輪のものに限らない。リヤカー等を引く自転車は自転車類に含む。

③動力付き二輪車類

道路交通法施行規則第2条に規定する「自動二輪車」、道路交通法第2条第1項第10号に規定する「原動機付自転車」及びその他の二輪の自転車とする。側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを含む。

④乗用車

a. 軽乗用車

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ分類番号が 50～59 の自動車とする。

注）昭和 48 年 10 月 1 日以前に届出した軽乗用車には、白地に青又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が 3 及び 33 又は 8 及び 88 のものがあり、当分の間、これらも軽乗用車として観測する。

b. 乗用車

分類番号が次のいずれかに該当するものとする。

1) 3、30 から 39 まで及び 300 から 399 まで（普通乗用自動車）

2) 5、7、50 から 59 まで、70 から 79 まで、500 から 599 まで及び 700 から 799 まで（小型乗用自動車）

⑤バス

分類番号が 2、20 から 29 まで及び 200～299 までのものとする。

⑥小型貨物車

a. 軽貨物車

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ分類番号が 40～49 の自動車とする。

注）昭和 48 年 10 月 1 日以前に届出した軽貨物車には、白地に青又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が 3 及び 33 又は 6 及び 66 のものがあり、当分の間、これらも軽貨物車として観測する。

b. 小型貨物車

分類番号が次のいずれかに該当するものとする。

4、6、40～49 まで、60 から 69 まで、400 から 499 まで及び 600 から 699 まで（小型貨物自動車）

⑦普通貨物車

a. 普通貨物車

分類番号 1、10 から 19 まで及び 100 から 199 までの自動車とする。

b. 特種（殊）車

次のいずれかに該当する自動車とする。

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字又は黒地に黄文字のものうち、分類番号が 8、80 から 89 まで及び 800 から 899 まで、9、90 から 99 まで及び 900 から 999 ま

で、0、00 から 09 まで及び 000 から 099 までの自動車。

注) 分類番号が 8、80 から 89 まで及び 800 から 899 までの自動車を特種用途自動車という。分類番号が 9、90 から 99 まで及び 900 から 999 まで、0、00 から 09 まで及び 000 から 099 までの自動車を特殊自動車という。

- ・特種用途自動車とは、特種の目的に使用され、かつその目的遂行に必要な構造装置をそなえたもので、緊急自動車、タンク車、撒水車、霊柩車、放送宣伝車、クレーン車等がある。
- ・特殊自動車とは、キャタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、スタビライザ等をいう。荷物車、故障車等をけん引していく場合は、けん引車だけを調査の対象とし、被けん引車は数えない。

外交官用車両（外交団用、領事団用、代表部用）、在日米軍用車両、自衛隊用車両、臨時運行車両、回送運行車両等独自の番号を付しているものは、それぞれの形態、使用目的に応じて車種を想定し、上記の自動車類のなかに含めて観測するものとする。

⑧自動車類合計

上記④～⑦の自動車類の合計を記入する。

[参考]

＜オフロードタイプの 4 輪駆動車＞

最近、下の写真のようなレクリエーション・ビークルが増えている。

このような車両は乗用車と貨客車の区分を外見で行うことは困難であり、車種区分はナンバープレートで行う。ナンバープレートの分類番号が 4、6、40～49、60～69、400～499、600～699 のものは、小型貨物車として分類する。同様の形状の車両で分類番号が 1、10～19、100～199 のものもあるが、これらの車両は普通貨物車とする。



分類番号 5、7、50～59、70～79、500～599、700～799 の車両は乗用車（小型）とする。



分類番号 4、6、40～49、60～69、400～499、600～699 で写真の形状の車両は小型貨物車とする。



分類番号 3、30～39、300～399 の車両は
乗用車（普通）とする。



分類番号 1、10～19、100～199 の車両は
普通貨物車とする。

軽貨物車の車種区分

<軽トラック（ボンバン）>

分類番号が 40～49、6、66 の軽自動車のうち、ボンネット・バンは、形状が軽乗用車と類似
しており、注意する必要がある。

車種区分はナンバープレートの分類番号で行う。



分類番号 50～59、8、88 は乗用車
（軽乗用車）



分類番号 40～49、6、66 は小型貨物車
（軽貨物車）